

KSK

発行 KSK 神奈川県障害者定期刊行物協会
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752番地
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3F 横浜市車椅子の会内

あゆみ会報

2018年12月号 第137号

編集 湘南あゆみ会
〒254-0807 平塚市代官町21-4 SEA平塚ビル3F フレンズ湘南内
TEL/FAX 0463-24-0420
定価 50円（会員は年会費に含まれています）

これからのお知らせ



1月定例会 新年会

2019年1月14日（月・祝）13時～15時

会場：平塚YWCA 2階ホール

（市民活動センター南側道路筋向い）

会費：1000円

申込：渡辺みどり迄 080-2071-5909

締切：1月7日迄にお願いします。

2年続けてレストラン大原で行いしましたが、この度は平塚YWCAで行います。大場先生の伴奏で歌を歌ったり、ゲームで楽しい一時を過ごしましょう。軽食をご用意しますのでお腹を空かせて来て下さいね。景品もいろいろ揃えてお待ちしております。

みなさま ご参加くださ～い!!

た対話)によるリカバリーを目指して～

「県民の集い」は毎年、県内の地域家族会の持ち回りで行っていますが、今年は海老名市の家族会2πrと厚木市の家族会フレッシュ厚木の主催で行われました。

講師には今話題のオープンダイアログという方法を用いて治療を行っている精神科医の森川すいめいさんをお招きし、その実際をロールプレイで行っていただきました。

開会式に続いてのアトラクションでは、就労継続支援B型事業所エアリアルのなかまたちによる賑やかなバンド演奏と歌がありました。

第1部 ロールプレイ

舞台上に本人、父、母、姉、訪問看護師などの役に扮した人たちとセラピスト、森川さんが丸く輪になって対話の場を作り、森川さんのリードで対話が始められました。

今日この場に来たいきさつ、また今日話したいことはなど、病気以外の事を全員が対等に話をする。その際大事な事は、何故、今、その話をしたかったのか、本人の使った言葉を大切に。また、話は聞ききる、話しきる、多様な意見が安全に出されるように場を守る、ヒエラルキーを入れないなど。このような対話の時を実際は1時間位、必要な時は毎日でも行うそうです。

第2部 講演 「オープンダイアログであるために」

- ・1984年8月27日にフィンランドの西ラップランドにあるケロプダス病院で生まれた。
- ・家族療法の考え方、ネットワークセラピーの考え方に影響を受けている。
- ・できるだけいろんな人に入ってもらって輪になって話す。対話主義。
- ・力関係を入れない。
- ・本人のいない所で本人の事を決めない。

2月定例会 SST勉強会

2019年2月12日（火）13時30分～16時30分

ひらつか市民活動センターB会議室

80歳を過ぎてもお元気な高森先生がボランティアで来て下さいます。初めての方、お困りごとのある方、是非ご参加下さい。先生は長年の経験から家族の気持ちに寄り添った、温かいアドバイスをくださいます。また いろんな方のお話から多くの事を学ぶことができます。

報 告

◆第45回 精神保健福祉「県民の集い」

11月10日（土）海老名市文化会館小ホール
テーマ「当事者ひとりひとりが自信をもって生きてゆくには」～オープンダイアログ（開かれ

- ・聞くことと話すことを丁寧に重ねる。
- ・発症早期にオープンダイアログを行う。
- ・調査結果（1992～1997）
 - 81% 精神病状の残存なし
 - 81% 学業かフルタイムの仕事に復帰
 - 33% 抗精神病薬を使用したことのある人
- ・20年間の追跡調査

新規統合失調症発症率 33人→2.3人/10万人/年
フィンランドでは1980年代に国策としてNATの考え方をとり入れた。NATは、先に診断をして診断名に応じて薬を決める方法ではなく、本人や家族のニーズを聞いてそれに沿ってアプローチするという考え方。この考え方は精神科救急の現場で開始され、精神科病院への入院数を激減させた。

〈感想〉

フィンランドでは1960年代からオープンダイアログが実践されており、非常に良い結果を生んでいる。精神的に混乱した人に対し、すぐに薬ではなく、十分に話を聞いてあげることで症状も治まり81%の人が社会復帰しているという。輪の中に父、母、兄弟も加わり家族療法も同時に行われる。今の日本の精神科医療で欠けているものがこの中にある。講演後の森川さんとセラピストの方とのやり取りも大変良く、閉会の言葉にもあったように、日本でも早くこの治療法が取り入れられるように願った県民の集いでした。300席が埋まるか最初は心配されましたが、最終的には325名の参加があり、湘南あゆみ会からは22名が参加しました。（谷田川記）

◆施設見学 公益社団法人「やどかりの里」

11月29日（木）さいたま市にある「やどかりの里」を見学に行きました。参加者15名

「やどかりの里」は戦後、精神障害者の福祉施設がない時代に、精神病院退院者の受け入れ施設を作る事から始め、今ではさいたま市内に14か所の事業所を持つ多機能型福祉施設です。この日はその中の2か所、やどかり情報館とサポートステーションやどかりを見学しました。

～以下資料から抜粋～

やどかりの里は精神障害のある人たちが、地域

の中で生き生きと暮し、働くことを目的に設立された民間の公益法人です。やどかりの里には6つの働く場があります。そこで働く精神に障害のある人たちは約200人。軽作業やお弁当作り、革・布製品、喫茶店、出版、印刷などの仕事をしています。

ごく当たり前の生活を求めて

「ごく当たり前の生活の実現」を目指して、1970年から精神障害のある人と共に活動を進めてきました。活動開始から20年間は公的補助金がなく、常に財政的な危機を抱えていました。1990年に精神保健法（現在の精神保健福祉法）に基づく精神障害者社会復帰施設を開設し、現在ではさいたま市内に障害のある人の働く場6か所、グループホーム、地域活動支援センターと生活支援センター各3か所を運営しています。現在では約350人のメンバー（障害のある人）が地域生活を送っています。「1人1人が主人公」という活動理念のもと、互いの意見や考え方を尊重し、学習を大切にし、話し合いに基づく創造的な活動を展開しています。障害や病気があっても「生きていてよかった」と実感できる地域づくりを目指し活動しています。

やどかりの里の歩み

1970年大宮市七里（現さいたま市見沼区風渡野）に精神病院退院者の中間宿舎の活動を開始（その後中間宿舎は廃止）。仲間作りを大切にし、社会への啓発活動を進める。（以降、1989年まで公的補助金がない中で事業を行う）

1973年社団法人の認可

1988年「保健文化賞」を受賞

1990年精神障害者社会復帰施設を開設、以降さいたま市内に働く場、グループホーム、生活支援センター等を開設

1992年「キワニス社会公益賞」を受賞

1999年世界心理社会的リハビリテーション学会によって「ベスト・プラクティス」に選定

2011年公益社団法人に移行、全ての事業所が障害者自立支援法に基づく事業に移行

2012年第42回毎日社会福祉顕彰を受賞

施設の概要 地域での暮らしを支える

暮らしの場 2か所 現在建築中1か所

働く場 6か所

憩いの場 3か所
相談の場 3か所
利用者 約350人

●やどかり情報館

ビデオ「響きあう街」を見た後、増田常務理事から施設の歴史、概要等をお聞きし、労働支援施設エンジュで作られた薄味の健康的なお弁当を頂いた後、館内を案内していただきました。

やどかり情報館では3つの事業が行われています

①やどかり出版・やどかり印刷（就労継続支援A型）

- ・書籍の企画・取材 ・データ入力 ・原稿校正
- ・組版 ・印刷・製本 ・出張販売

②ピアサポート事業（就労継続支援A型）

- ・弁当宅配 ・グループホームの家事支援
- ・その他（講師派遣、研修対応など）

③やどかり農園（就労継続支援B型）

- ・自然栽培 ・農産物の加工・販売 ・緑地管理
- ・農福連携や自然栽培に関する情報発信
- ・地域のイベント会場演出

建物の中には印刷機などいくつもの機械が設置され本格的な作業が行われており、また 高価な低温乾燥機で様々な乾燥野菜を作り販売していました。今は丁度里芋の収穫期で、玄関には洗った里芋がいっぱい籠に入っていました。

●サポートステーションやどかり

入院中の人たちが退院して自分に合った地域生活を送るための足掛かりとして平成2年に生活訓練施設として開設。平成23年に宿泊型自立訓練事業に移行し、さらに平成24年から自立訓練（生活訓練）事業・生活介護事業を始める。

- ・通所施設 自立訓練（生活訓練）14名 2年間
（1階）生活介護 6名 年度ごとに更新
- ・入所施設 宿泊型自立訓練 16名 2年間
（2～3階）短期入所事業 3名

この日、1階の通所施設ではカラオケの練習と脳トレの漢字練習が行われていました。

現在、やどかりの里のグループホームには4つの形態(①アパートの2～3世帯を借り上げる ②アパートを丸ごと借り上げる ③一軒の家に共同生活 ④365日24時間職員が配置されて8人が暮らす)があり60人が暮らしていますが、高齢化に

よる身体疾患や重篤化した長期入院者を受け入れるため、車椅子対応の新しいグループホーム（定員7人）をすぐ隣に建設中でした。高齢になったご夫婦が庭を提供して下さったそうです。



増田常務理事の説明を聞く（やどかり情報館にて）

〈感想〉やどかり情報館は大宮の市街からはかなり外れた、周囲に畑が沢山残る所にありました。説明して下さった増田一世常務理事はやどかりの里に就職して40年になるそうですが、最初の1年間は研修生でお給料も出なかったそうです。公的補助金もない時代を乗り越え、今では市内に様々な事業を展開するまでに成長し、多くの障害者が支援を受けて生活していますが、活動の底には開設当初から精神障害者に対する深い愛が流れているように感じました。また いつも日本国憲法と障害者権利条約を身近において活動しているというお話しに感銘を受けました。約50年前から地域の人々の理解も得ながら着実に活動を広げているやどかりの里から、多くの事を学んだ1日でした。（谷田川記）



私たちが日々の実践において 特に大切にしている障害者権利条約

（ここに掲げる条文は、抜粋・簡素化したものです）

第2条「定義」

障害に基づく差別とは、あらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人の人権および基本的自由を認識し、享有し、行使することを害し、妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には合理的配慮の否定を含む。合理的配慮とは、他の者との平等を実現するために必要かつ適当な変更、および調整であり、過度の負担を課さないものをいう。

第8条「意識の向上」

障害者に関する社会全体の意識を向上させ、障害者の権利および尊厳に対する尊重を育成する事。あらゆる活動分野における障害者に関する定形化された観念、偏見および有害な慣行と闘うこと。障害者の能力および貢献に関する意識を向上させること。

第17条「個人をそのままの状態を保護すること」

すべての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態を尊重される権利を有する。

第19条「自立した生活および地域社会への包容」

障害者が、他の者との平等を基礎として、地域社会で生活する平等の権利を有すること。居住地を選択し、どこでだれと生活するかを選択する機会を有すること。ならびに特定の施設で生活する義務を負わないこと。合わせて、地域社会から孤立しないための必要な支援を受けられること。

第27条「労働および雇用」

障害者が、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者が自由に選択し、または承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。そして、あらゆる形態の雇用に係るすべての事項について、障害に基づく差別を禁止する。

障害者権利条約とやどかりの里

増田 一世

他の者との平等を意識して

1) やどかりの里の出発点

やどかりの里は、ソーシャルワーカーの谷中輝夫（やどかりの里創設者の一人、2012年12月没）が、民間の精神病院に赴任したことから始まった。入院中の患者さんを次々と退院させるという、病院改革を精力的に始めた谷中らが、引き取り手がないため、どうしても退院できない3人の患者さんに働く場を用意したことが出発点だった。

やどかりの里の原点には、精神病院の閉鎖性・隔離収容の構造との対峙があった。なぜこの人たちが長期間にわたって閉鎖的な精神病院にいないかはならないのか、谷中らは管理された入院生活の中で生活力を奪われていく現実に対し、退院後の住まいと働く場を用意することで地域生活の実現を目指した。そして、やどかりの里は「ごくあたりまえの生活」の実現を掲げた。

この時、医療機関や精神科医から問われたのが、精神疾患のある人が事故を起こした際の責任能力であった。精神医療の中では、精神疾患のある人は、1人の人間として認識されていなかったのだ。彼らは何か問題を起こす可能性があり、さらに責任を取れる人に非ずという認識であった。やどかりの里の出発点は、精神障害のある人への偏見・差別と真っ向から闘うことであり、実践で応えることであった。

権利条約第19条は、やどかりの里が活動当初から求めてきたことと合致する。ことに「特定の生活施設で生活する義務を負わない」という点については、生活全般を医療的な管理下におく精神病院の構造そのものもつ問題を常に指摘し続けてきた。

以上「障害者権利条約とやどかりの里」（やどかり出版）より抜粋しました



サロンあゆみのお知らせ

12月も第3金曜日、21日開いています。
午後1時～4時頃まで 市民活動センター研修室
どなたでもお越しください。11月は新しい方が3人も来られ、賑わいました。
今日から師走。ちょっと家事から離れて
気分転換しませんか